

令和 8 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 前橋市地域公共交通活性化協議会
住 所 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号
代表者氏名 会長 吉 田 樹

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和8年 月 日

(名称) 前橋市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
令和8年3月前橋市地域公共交通計画 28、29ページ参照
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
令和8年3月前橋市地域公共交通計画 63ページ参照
(1) 事業の目標
城南あおぞら号
◆運行実績
> 令和7年度 (R6年10月～R7年9月)
①路線延べ利用者数……………2,645人
②1日平均利用者数……………約8.5人
> 令和8年度見込 (R7年10月～R8年9月)
①路線延べ利用者数……………2,948人 (上半期実績1,474人×2)
②1日平均利用者数……………約9.4人
◆事業の目標
> 令和9年度 (R8年10月～R9年9月)
①路線の年間延べ利用者数……………3,200人
②1日平均利用者数……………約10.2人
③結節・乗換えポイントの整備及び利用促進……利用率40%
> 令和10年度 (R9年10月～R10年9月)
①路線の年間延べ利用者数……………3,450人
②1日平均利用者数……………約11.0人
③結節・乗換えポイントの整備及び利用促進……利用率40%
> 令和11年度 (R10年10月～R11年9月)
①路線の年間延べ利用者数……………3,700人
②1日平均利用者数……………約11.8人
③結節・乗換えポイントの整備及び利用促進……利用率40%
※全バス停の内乗換えポイントの利用率実績は、全体の39.0%であった(令和7年度)。
※年間延べ利用者数について前年度実績×1.1で計算したものを10の位で切り捨て、そこから1日平均利用者数を算出。
(例) 令和9年度目標の算出方法
<u>前年度上半期実績</u> 1,474人×2×1.1 = 3,242.8 ≒ 3,200
(令和8年度年間実績想定)

広瀬線

◆運行実績

> 令和8年度見込（R7年10月～R8年9月）

- ①路線の延べ利用者数……………19,830人
- ②1日平均利用者数……………約54人
- ③1便平均利用者数……………約6.2人

◆事業の目標

> 令和9年度（R8年10月～R9年9月）

- ①路線の延べ利用者数……………20,160人
- ②1日平均利用者数……………約55人
- ③1便平均利用者数……………約6.3人

> 令和10年度（R9年10月～R10年9月）

- ①路線の延べ利用者数……………20,490人
- ②1日平均利用者数……………約56人
- ③1便平均利用者数……………約6.4人

> 令和11年度（R10年10月～R11年9月）

- ①路線の延べ利用者数……………20,810人
- ②1日平均利用者数……………約57人
- ③1便平均利用者数……………約6.5人

※令和8年度見込については、令和7年10月～令和8年3月の利用実績値（9,919人）に2を乗じて算出。

例：令和7年10月～令和8年3月実績：9,919人

$9,919人 \times 2 = 19,830人$ （10の位で切り捨て、そこから1日平均利用者、1便平均利用者を算出。）

※これまでの利用実績や周辺環境の変化を考慮し、令和6年4月より運行の最適化を図った結果、平日運行回数を減らし、休止していた土日祝日の運行再開となった。スーパーなどのショッピング施設を経由する経路へ変更となり、買い物等のニーズを満たすことで利用者からは使いやすくなったという声も聞こえる。今後も継続して周知活動を行うことで、より地域に根差した路線を目指す。

（2）事業の効果

城南あおぞら号及び広瀬線を維持・活性化することにより、車を持たない高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、城南地区、上川淵地区、下川淵地区、並びに永明地区と中心市街地を結ぶバス路線や鉄道と連携することで、効率的な運行体系が実現でき、外出促進・地域活性化にもつな

がる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

令和8年3月前橋市地域公共交通計画 28、29 ページ参照

(1) 城南あおぞら号

- ・地元のニーズを反映させたバス停の見直し。(運営委員会、前橋市)
- ・運行に関する情報を伝える広報誌の作成及び城南地区内全戸回覧(運営委員会、前橋市)
- ・お得な回数券の継続発行(運営委員会、運行事業者、前橋市)
- ・運賃割制度など利用促進策の検討・実施(運営委員会、運行事業者、前橋市)

(2) 広瀬線

- ・運行に関する情報を伝える広報誌の作成及び配布(日本中央バス)
- ・GTFS データを活用したバス位置情報の発信等(日本中央バス)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

別添の表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

(1) 城南あおぞら号

その運行に係る費用総額8,900,000円のうち、前橋市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

(2) 広瀬線

その運行に係る費用総額8,630,423円(見込)のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分については運行事業者が負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

(1) 城南あおぞら号

配車システムより利用実績を抽出する。

(2) 広瀬線

ドライバーによるカウントを行う(ICカード乗降データでODを把握する)。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】

該当なし

<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>別添の表5のとおり</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>該当なし</p>
<p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和元年12月19日
前橋市地域公共交通会議（地域内交通）開催
城南地区地域内交通のプレ運行開始について協議
・令和2年7月21日（第1回）《書面協議》
前橋市地域公共交通会議（地域内交通）として、前橋市
地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し、
認定申請を行うこと、及びその内容について協議 → 令和
2年7月29日回答期限
（令和2年7月29日 委員18名中17名の承認を得て可決）
- ・令和2年9月17日（第2回）《書面協議》
城南地域内交通の本格運行への移行について協議
- ・令和3年6月4日（第1回）《書面協議》
前橋市地域公共交通会議（地域内交通）として、前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し、
認定申請を行うこと、及びその内容について協議 → 令和3年6月25日回答期限
（令和3年6月25日 委員18名中17名の承認を得て可決）
- ・令和4年6月10日（第1回）《書面協議》
前橋市地域公共交通再生協議会として、前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し、
認定申請を行うこと、及びその内容について協議 → 令和4年6月24日回答期限
（令和4年6月24日 委員22名中18名の承認を得て可決）
- ・令和5年5月29日
前橋市地域公共交通再生協議会開催
前橋市公共交通計画への前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画事業の位置付け（城南あおぞら号）
について協議
（令和5年5月29日 委員21名中19名の承認を得て可決）
- ・令和5年6月21日（第2回）《書面協議》
前橋市地域公共交通再生協議会として、前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し、
認定申請を行うこと、及びその内容について協議 → 令和5年6月29日回答期限
（令和5年6月29日 委員21名中20名の承認を得て可決）
- ・令和6年2月21日（第3回）
前橋市公共交通計画への前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画事業の位置付けについて協議
（令和6年2月21日 委員20名中19名の承認を得て可決）
- ・令和6年5月21日（第1回）
前橋市地域公共交通再生協議会として、前橋市地域公共交通計画の認定申請を行うこと、及びその内容に
ついて協議→令和6年5月30日回答期限
（令和6年5月30日 委員21名の承認を得て可決）
- ・令和6年6月1日
前橋市地域公共交通再生協議会と前橋市地域公共交通会議を統合し、前橋市地域公共交通活性化
協議会となる。
- ・前橋市地域公共交通活性化協議会《書面協議》
地域公共交通確保維持改善事業における前橋市地域内フィーダー系統確保維持事業の事業評価につい
て協議
（令和7年1月29日 委員24名の承認を得て可決）
- ・令和7年5月27日
前橋市地域公共交通活性化協議会として、前橋市地域公共交通計画の認定申請を行うこと、及びその
内容について協議

(令和7年5月27日 委員27名の承認を得て可決)

・令和8年6月3日

前橋市地域公共交通活性化協議会を開催し、前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し、認定申請を行うこと、及びその内容について協議

(令和8年6月3日 委員 名の承認を得て可決)

19. 利用者等の意見の反映状況

前橋市交通政策課は運営委員会の事務局を務めており、地域住民の代表である運営委員会及び城南地区自治会連合会や運行事業者と密な協議を重ね、主な利用者となっている地域住民の意見を随時反映させながらフィーダー系統の利便性向上の検討を行っている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

(所 属) 前橋市都市計画部交通政策課

(氏 名) 田島

(電 話) 027-898-6238

(e-mail) maebashikoutsuu@gmail.com

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
前橋市	(有)赤城タクシー	(1) 城南あおぞら号		城南 地区		往 km 復 km	313日	2666回		区域運行	②(2)	JR両毛線駒形駅・ 上毛電鉄大胡駅へ 接続	③
	日本中央バス(株)	(2) 広瀬線	前橋 公園	JR前 橋駅	ガーデン 前橋	往10.5km 復10.5km	243日	486回		路線定期運行	②(2)	JR両毛線前橋駅及 び市内運行地域間 幹線系統に接続	③
	日本中央バス(株)	(3) 広瀬線	JR前 橋駅	協立 病院	ガーデン 前橋	往8.0km 復8.0km	365日	1095回		路線定期運行	②(2)	JR両毛線前橋駅及 び市内運行地域間 幹線系統に接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

令和9年度 城南あおぞら号運行スケジュール

令和8年10月1日～令和9年9月30日

表1 添付①

10月 (令和8年)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月 (令和9年)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

4月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

5月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

7月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

年間日数 365

日曜日の数 52

運行日数 313 (月曜日～土曜日)

令和9年度年間延べ利用者数 (設定目標) ……3,200人 (1日平均10.2人)

運行計画回数……3,200×5/6=2,666回 ※ 5回の内1回、2人相乗りすると想定 (5回の運行で6人輸送)

令和9年度 広瀬線運行スケジュール

令和8年10月1日～令和9年9月30日

表1 添付①

10月 (令和8年)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月 (令和9年)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

4月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

5月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

7月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

年間日数 365

土日祝運行 122 前橋駅止まり系統のみ

平日運行日 243 前橋駅止まり6回、公園まで系統4回

表1添付② 運行地図

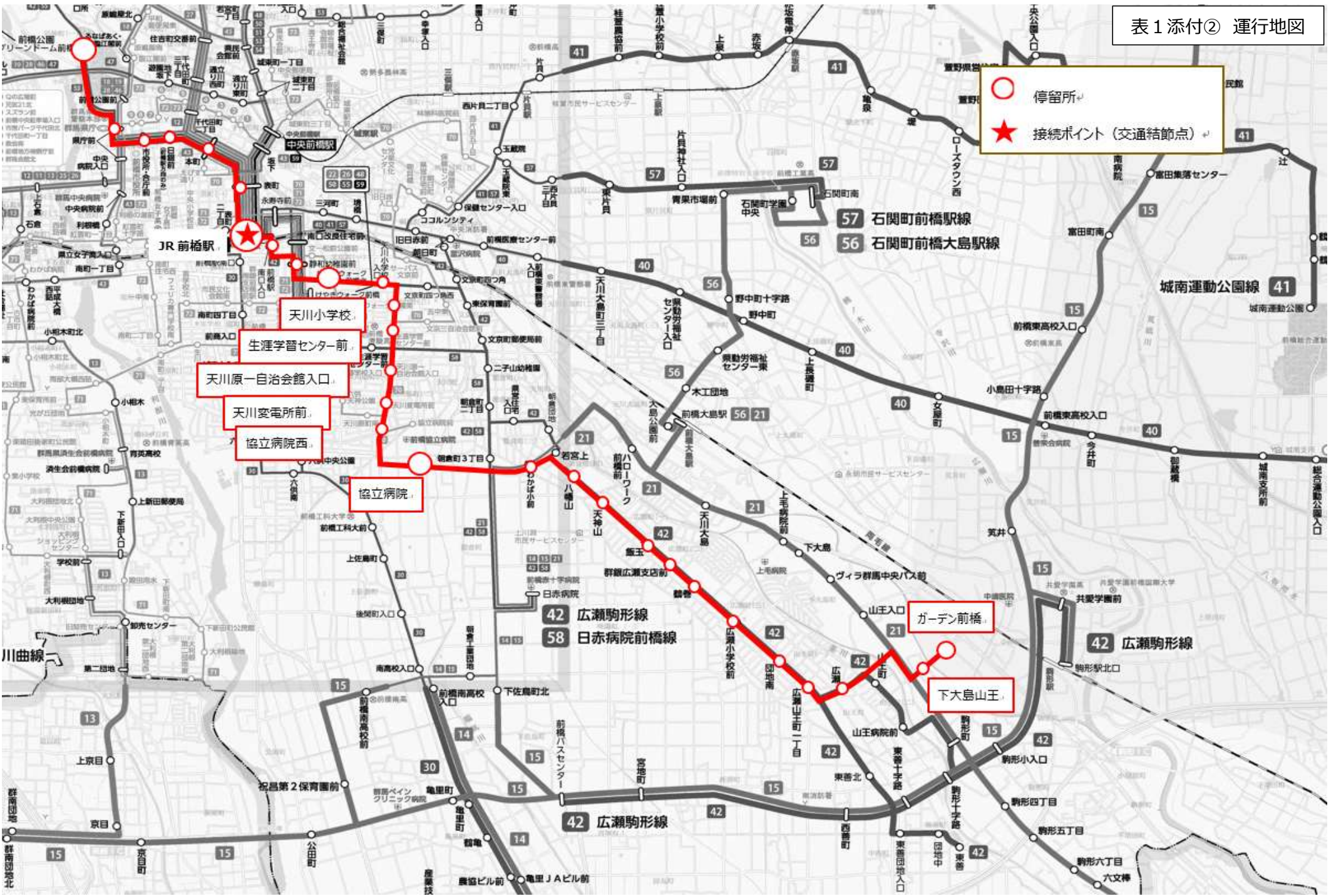


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	前橋市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	23,470

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
23,470	群馬県前橋市城南地区、永明地区、上川淵地区、下川淵地区(東日本旅客鉄道(株)両毛線駒形駅及び日本中央バス(株)城南運動公園線、永井運輸(株)東大室線・前橋玉村線・石関町前橋大島線、(株)群馬バス日赤病院高崎線、いせさきコミュニティバス「あおぞら」波志江・赤堀・あずま連絡バス・東西シャトルバスの停留所から半径1キロの区域を除く)	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
前橋市地域公共交通計画	令和8年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳(世帯別世帯数)に基づき記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(ハ②(1))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合には記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

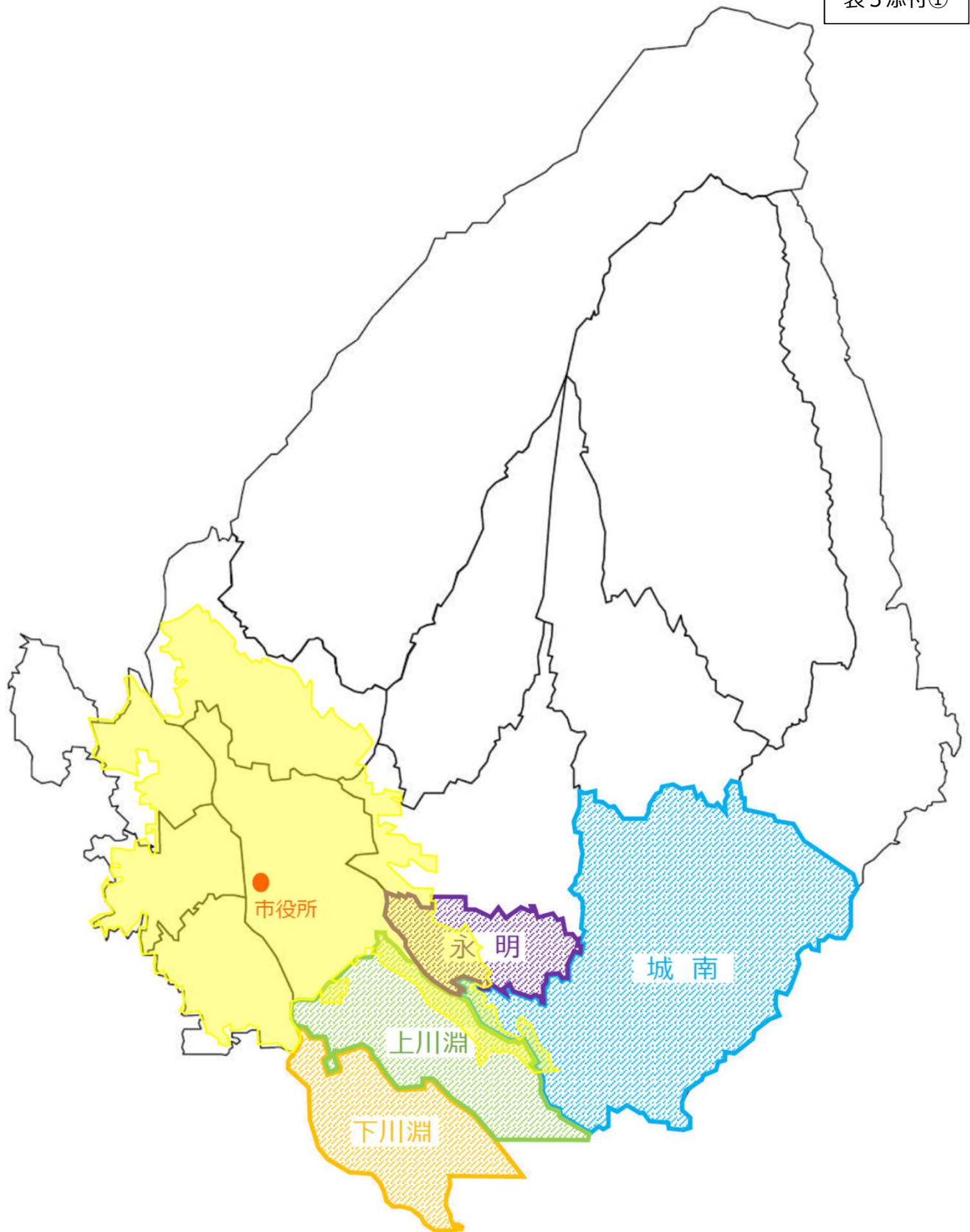
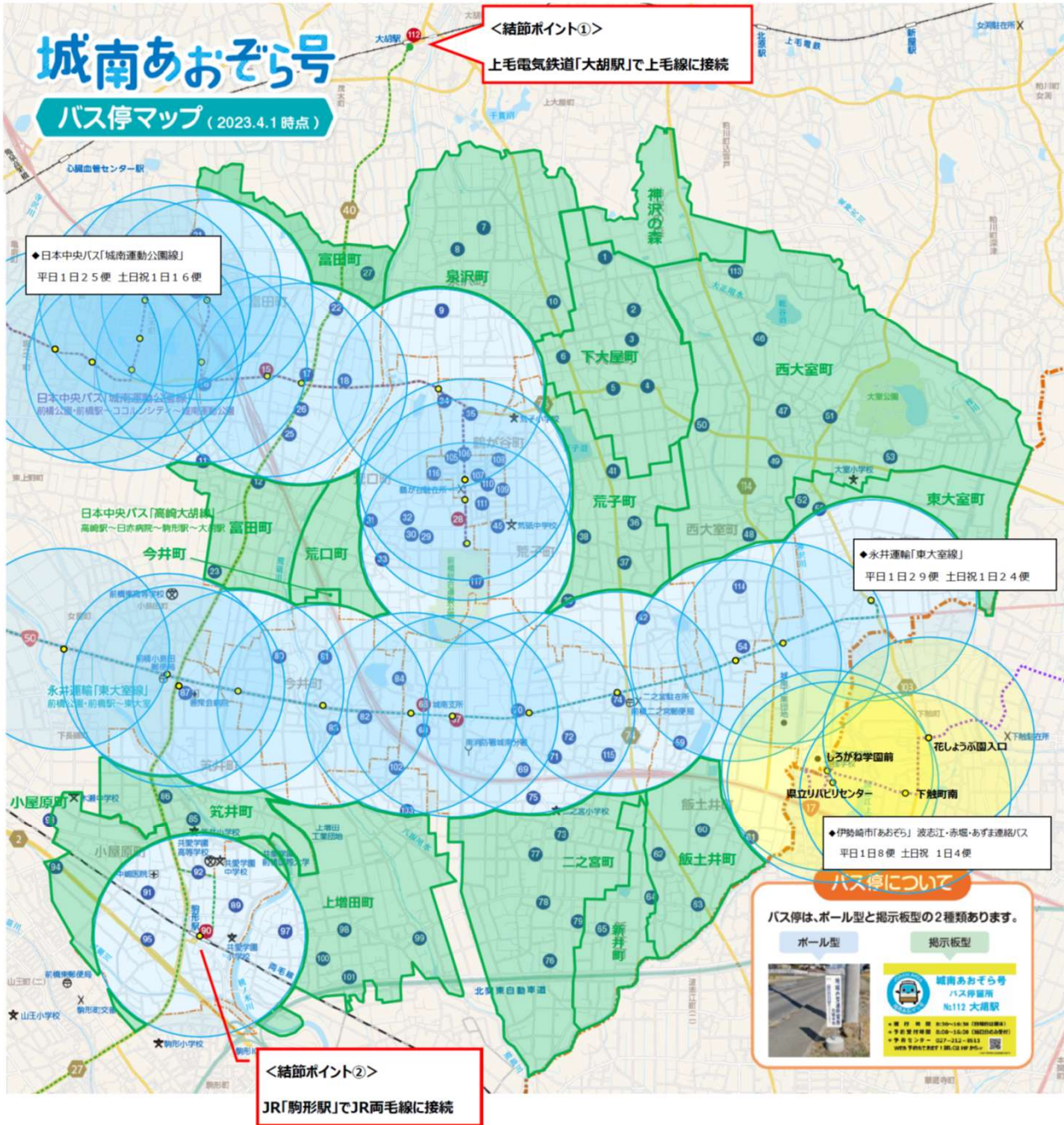


表5添付②

空白地域の位置（城南地区）

城南あおぞら号運行エリア
バス停から半径1kmの円
交通空白地域

(約13.6km² 6,984人※別添頁出根拠のとおり)



※便数は上り下りの合計
 ※令和5年4月1日時点での情報を記載（予定も含む）

空白地域の位置 (永明地区・上川淵地区・下川淵地区)

添付②

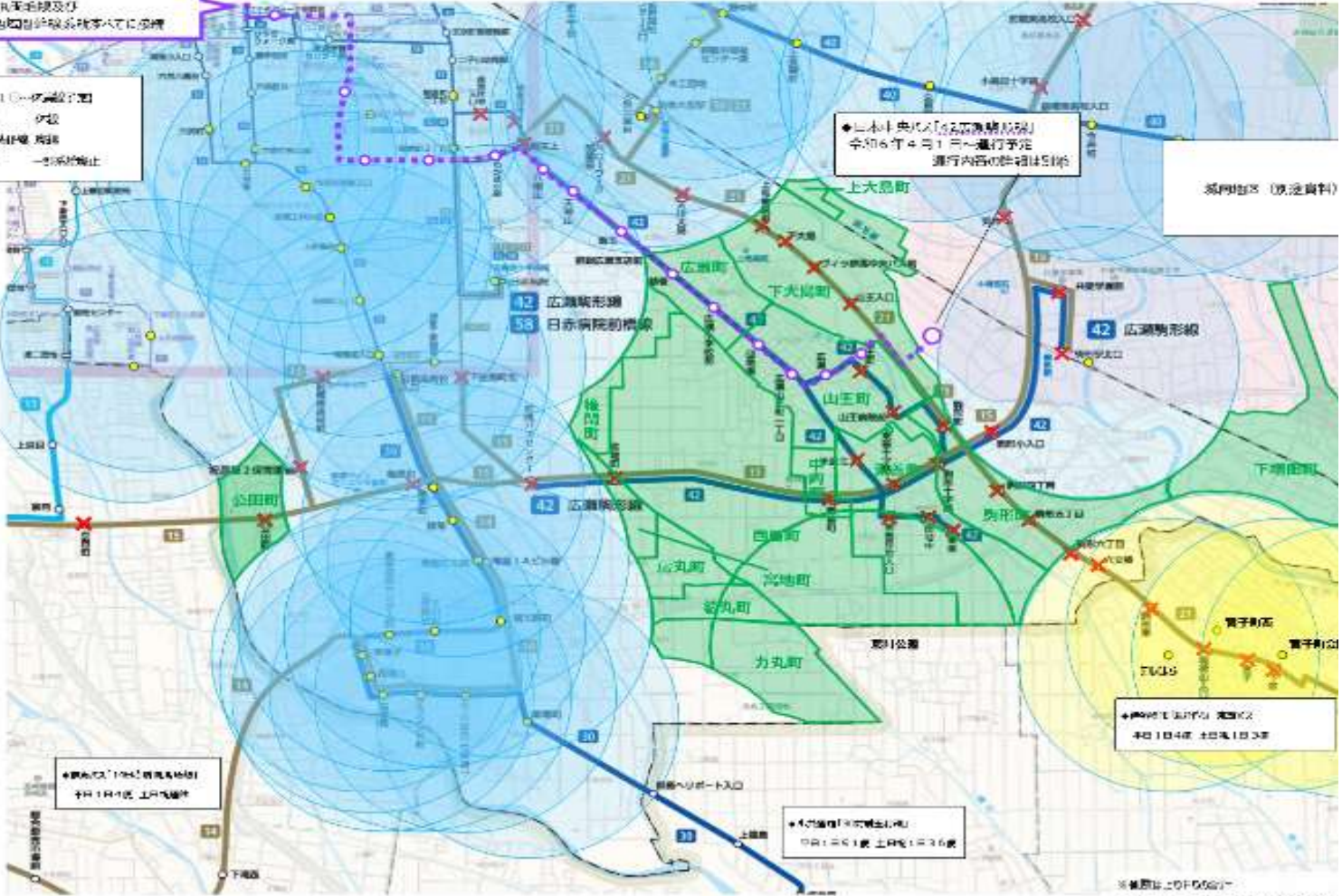
● 人口圏から半径 1 kmの円 ● 交通空白地域 (約1.4km²、約10,000人、約2000世帯、約2000戸)

＜補給ボイラー＞
JR線駅とJR東海道線及び
市内運行の他種バス線系統すべてに接続

【令和5年4月1日～の建設計画】
1. 人口圏拡大 伊豆
2. 日赤病院前線延伸 伊豆
4. 広瀬駅前線 一部系統廃止

● 日本中央バス「広瀬駅前線」
令和6年4月1日～運行予定
運行内容の詳細は別添

城神地区 (原産資料)



● 東武バス「伊豆」
令和5年4月1日～ 上川淵延伸

● 4. 広瀬駅前線延伸計画
令和5年4月1日～ 上川淵延伸計画

● 伊豆バス「伊豆」
令和5年4月1日～ 上川淵延伸

※ 最新版はPDF形式
※ 令和5年4月1日時点の建設計画(予定)

公共交通不便地域人口算出（城南地区）

表5 添付③

	面積 (km ²)	うち不便地域	不便地域割合	人口 (人)	不便地域人口
下大屋町	1.32	1.15	87.4%	524	458
泉沢町	1.94	1.91	98.3%	659	647
富田町	3.28	0.93	28.4%	2,442	694
荒口町	1.78	0.60	33.8%	989	335
荒子町	2.41	0.23	9.7%	1,459	142
西大室町	4.15	3.24	78.1%	1,248	975
東大室町	2.22	0.00	0.0%	524	0
飯土井町	1.58	0.52	33.1%	609	202
新井町	0.52	0.46	89.2%	273	244
神沢の森	0.53	0.53	100.0%	0	0
二之宮町	3.77	1.29	34.2%	2,833	970
今井町	1.32	0.02	1.3%	653	9
筑井町	1.29	0.78	60.1%	1,184	711
小屋原町	1.78	0.65	36.5%	1,556	568
上増田町	1.92	1.32	68.8%	1,337	919
鶴が谷町	0.20	0.00	0.0%	1,199	0
合計	30.00	13.64	45.5%	17,489	6,875

公共交通不便地域人口算出（永明・上川淵・下川淵地区）

添付②

	面積 (km ²)	うち不便地域	不便地域割合	人口 (人)	不便地域人口
上佐烏町	1.64	0.00	0.0%	1,668	0
棚島町	0.47	0.00	0.0%	504	0
朝倉町	2.23	0.00	0.0%	4,699	0
後閑町	1.37	0.32	23.0%	1,032	237
下佐烏町	0.80	0.00	0.0%	583	0
宮地町	0.63	0.19	30.9%	719	222
西善町	2.25	2.25	100.0%	2,057	2,057
山王町	0.92	0.92	100.0%	4,028	4,028
中内町	0.81	0.81	100.0%	887	887
東善町	0.90	0.83	92.1%	1,522	1,402
広瀬町	0.85	0.42	49.1%	6,195	3,042
小計（上川淵地区）	12.87	5.73	44.6%	23,894	11,875
公田町	1.22	0.29	23.7%	854	202
横手町	0.79	0.00	0.0%	874	0
亀里町	2.31	0.00	0.0%	1,928	0
鶴光路町	0.61	0.00	0.0%	822	0
新堀町	1.00	0.00	0.0%	1,670	0
下阿内町	0.88	0.00	0.0%	340	0
力丸町	1.17	0.67	57.3%	770	441
徳丸町	0.38	0.31	83.2%	246	205
房丸町	0.49	0.27	55.1%	288	159
下川町	0.31	0.00	0.0%	1,557	0
小計（下川淵地区）	9.16	7.28	79.5%	9,349	1,007
天川大島町	2.08	0.00	0.0%	6,529	0
上大島町	1.06	0.00	0.0%	2,317	0
女屋町	0.78	0.00	0.0%	557	0
上長磯町	0.58	0.00	0.0%	697	0
東上野町	0.57	0.00	0.0%	251	0
野中町	0.82	0.00	0.0%	1,298	0
下長磯町	0.65	0.00	0.0%	659	0
小島田町	0.60	0.00	0.0%	419	0
駒形町	1.80	0.83	46.2%	6,913	3,195
下大島町	1.34	0.00	0.0%	3,093	0
下増田町	1.99	1.22	61.0%	849	518
小計（永明地区）	12.26	2.05	16.7%	23,582	3,713
合計	68.57	24.38	35.6%	56,825	16,595

42 広瀬線 停留所のご案内

	42A	42B
前橋公園		●
県庁前		●
市役所・合庁前		●
日銀前		▼
本町		●
表町		●
前橋駅	●	●
前橋駅南口入口	●	●
静和幼稚園前	●	●
けやきウォーク前橋北	●	●
ふれあい公園北	●	●
天川小学校	●	●
生涯学習センター前	●	●
天川原一自治会館入口	●	●
天川変電所前	●	●
協立病院西	●	●
協立病院	●	●
わかば小前	●	●
八幡山	●	●
天神山	●	●
飯玉	●	●
群銀広瀬支店前	●	●
鶴巻	●	●
広瀬小学校前	●	●
団地南	●	●
広瀬山王町一丁目	●	●
広瀬	●	●
下大島山王	●	●
ガーデン前橋	●	●

▼ = 広瀬方面行き便のみ停車

通過時刻予定表(平日)

<<ご案内>>12月30日～1月3日までは土日祝日ダイヤです。

行先 系統番号	ガーデン前橋方面				
	42B	42A	42A	42A	42B
前橋公園	8:18				17:35
県庁前	8:19				17:36
市役所・合庁前	8:20				17:37
日銀前	8:20				17:37
本町	8:22				17:39
表町	8:23				17:40
前橋駅(北口④番のりば)	8:30	10:30	11:55	15:00	17:51
前橋駅南口入口	8:31	10:31	11:56	15:01	17:52
静和幼稚園前	8:33	10:33	11:58	15:03	17:54
けやきウォーク前橋北	8:34	10:34	11:59	15:04	17:55
ふれあい公園北	8:35	10:35	12:00	15:05	17:56
天川小学校	8:36	10:36	12:01	15:06	17:57
生涯学習センター前	8:37	10:37	12:02	15:07	17:58
天川原一自治会館入口	8:38	10:38	12:03	15:08	17:59
天川変電所前	8:39	10:39	12:04	15:09	18:00
協立病院西	8:40	10:40	12:05	15:10	18:01
協立病院	8:43	10:43	12:08	15:13	18:04
わかば小前	8:45	10:45	12:10	15:15	18:06
八幡山	8:46	10:46	12:11	15:16	18:07
天神山	8:47	10:47	12:12	15:17	18:08
飯玉	8:48	10:48	12:13	15:18	18:09
群銀広瀬支店前	8:49	10:49	12:14	15:19	18:10
鶴巻	8:50	10:50	12:15	15:20	18:11
広瀬小学校前	8:53	10:53	12:18	15:23	18:13
団地南	8:54	10:54	12:19	15:24	18:14
広瀬山王町一丁目	8:55	10:55	12:20	15:25	18:15
広瀬	8:56	10:56	12:21	15:26	18:16
下大島山王	8:58	10:58	12:23	15:28	18:18
ガーデン前橋	9:03	11:05	12:30	15:35	18:30

行先 系統番号	前橋駅・前橋公園方面				
	42B	42A	42A	42A	42B
ガーデン前橋	7:22	9:30	11:10	14:00	16:00
下大島山王	7:23	9:31	11:11	14:01	16:01
広瀬	7:25	9:33	11:13	14:03	16:03
広瀬山王町一丁目	7:26	9:34	11:14	14:04	16:04
団地南	7:27	9:35	11:15	14:05	16:05
広瀬小学校前	7:30	9:38	11:18	14:08	16:08
鶴巻	7:31	9:39	11:19	14:09	16:09
群銀広瀬支店前	7:32	9:40	11:20	14:10	16:10
飯玉	7:33	9:41	11:21	14:11	16:11
天神山	7:34	9:42	11:22	14:12	16:12
八幡山	7:35	9:43	11:23	14:13	16:13
わかば小前	7:36	9:44	11:24	14:14	16:14
協立病院	7:39	9:48	11:28	14:18	16:18
協立病院西	7:40	9:49	11:29	14:19	16:19
天川変電所前	7:41	9:50	11:30	14:20	16:20
天川原一自治会館入口	7:42	9:51	11:31	14:21	16:21
生涯学習センター前	7:43	9:52	11:32	14:22	16:22
天川小学校	7:44	9:53	11:33	14:23	16:23
ふれあい公園北	7:45	9:54	11:34	14:24	16:24
けやきウォーク前橋北	7:46	9:55	11:35	14:25	16:25
静和幼稚園前	7:47	9:56	11:36	14:26	16:26
前橋駅南口入口	7:49	9:57	11:37	14:28	16:28
前橋駅(北口①番のりば)	7:55	10:05	11:45	14:35	16:32
表町	7:56				16:33
本町	7:58				16:35
市役所・合庁前	7:59				16:36
県庁前	8:00				16:37
前橋公園	8:15				16:50

通過時刻予定表(土日祝)

<<ご案内>>12月30日～1月3日までは土日祝日ダイヤです。

行先 系統番号	ガーデン前橋方面		
	42A	42A	42A
前橋公園			
県庁前			
市役所・合庁前			
日銀前			
本町			
表町			
前橋駅(北口④番のりば)	10:30	11:55	15:00
前橋駅南口入口	10:31	11:56	15:01
静和幼稚園前	10:33	11:58	15:03
けやきウォーク前橋北	10:34	11:59	15:04
ふれあい公園北	10:35	12:00	15:05
天川小学校	10:36	12:01	15:06
生涯学習センター前	10:37	12:02	15:07
天川原一自治会館入口	10:38	12:03	15:08
天川変電所前	10:39	12:04	15:09
協立病院西	10:40	12:05	15:10
協立病院	10:43	12:08	15:13
わかば小前	10:45	12:10	15:15
八幡山	10:46	12:11	15:16
天神山	10:47	12:12	15:17
飯玉	10:48	12:13	15:18
群銀広瀬支店前	10:49	12:14	15:19
鶴巻	10:50	12:15	15:20
広瀬小学校前	10:53	12:18	15:23
団地南	10:54	12:19	15:24
広瀬山王町一丁目	10:55	12:20	15:25
広瀬	10:56	12:21	15:26
下大島山王	10:58	12:23	15:28
ガーデン前橋	11:05	12:30	15:35

行先 系統番号	前橋駅方面		
	42A	42A	42A
ガーデン前橋	9:30	11:10	14:00
下大島山王	9:31	11:11	14:01
広瀬	9:33	11:13	14:03
広瀬山王町一丁目	9:34	11:14	14:04
団地南	9:35	11:15	14:05
広瀬小学校前	9:38	11:18	14:08
鶴巻	9:39	11:19	14:09
群銀広瀬支店前	9:40	11:20	14:10
飯玉	9:41	11:21	14:11
天神山	9:42	11:22	14:12
八幡山	9:43	11:23	14:13
わかば小前	9:44	11:24	14:14
協立病院	9:48	11:28	14:18
協立病院西	9:49	11:29	14:19
天川変電所前	9:50	11:30	14:20
天川原一自治会館入口	9:51	11:31	14:21
生涯学習センター前	9:52	11:32	14:22
天川小学校	9:53	11:33	14:23
ふれあい公園北	9:54	11:34	14:24
けやきウォーク前橋北	9:55	11:35	14:25
静和幼稚園前	9:56	11:36	14:26
前橋駅南口入口	9:57	11:37	14:28
前橋駅(北口①番のりば)	10:05	11:45	14:35
表町			
本町			
市役所・合庁前			
県庁前			
前橋公園			

<<ご案内>> 土日祝日ダイヤでは前橋駅～前橋公園間の運行はありません。

前橋市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
令和8年3月前橋市地域公共交通計画 24、25、26、27、28、29 ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
令和8年3月前橋市地域公共交通計画 28、29 ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
令和8年3月前橋市地域公共交通計画 28、29 ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
令和8年3月前橋市地域公共交通計画 63、64、66、67 ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

前橋市地域公共交通計画

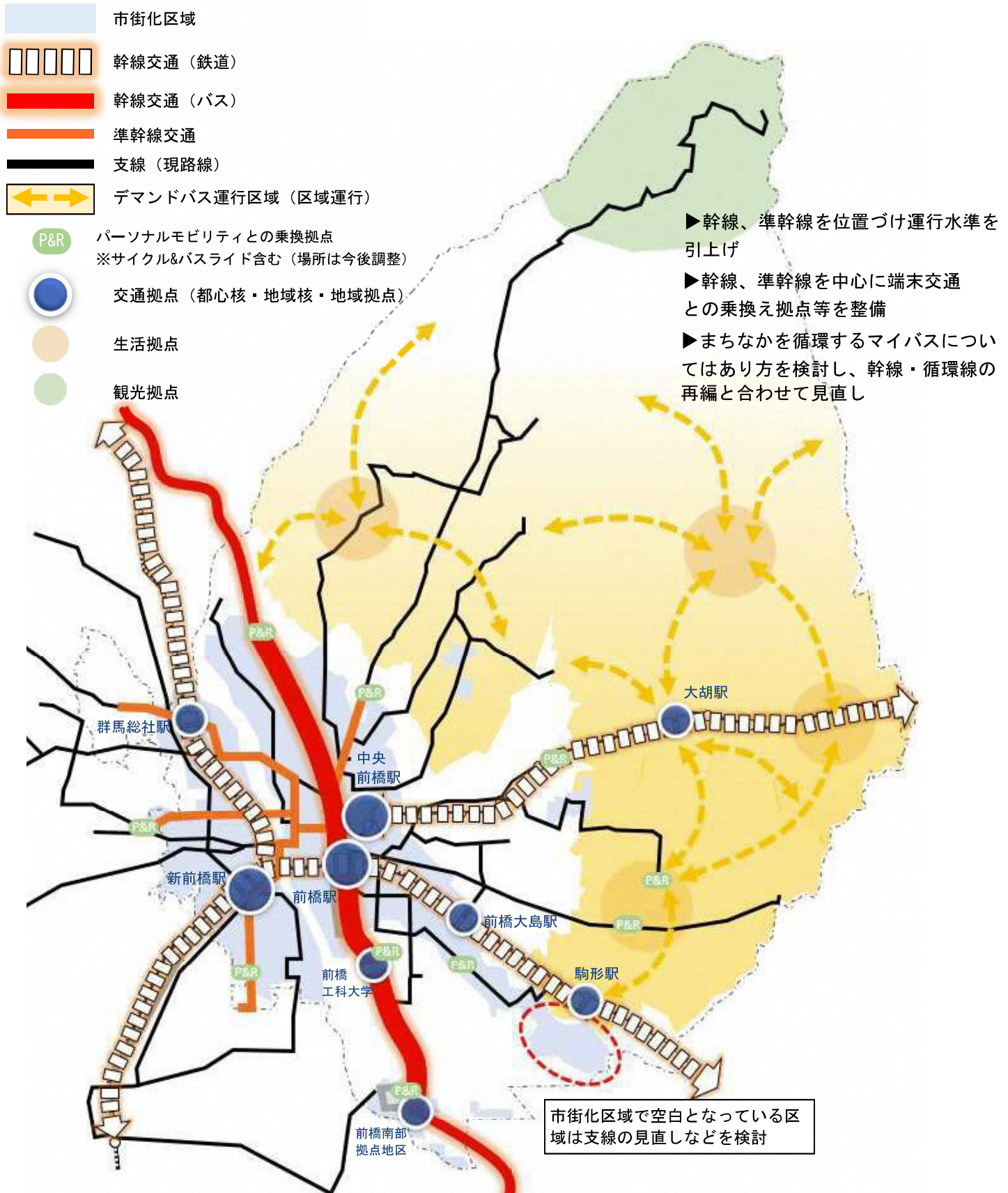


前 橋 市
令 和 8 年 3 月

4-4 目指す公共交通ネットワーク

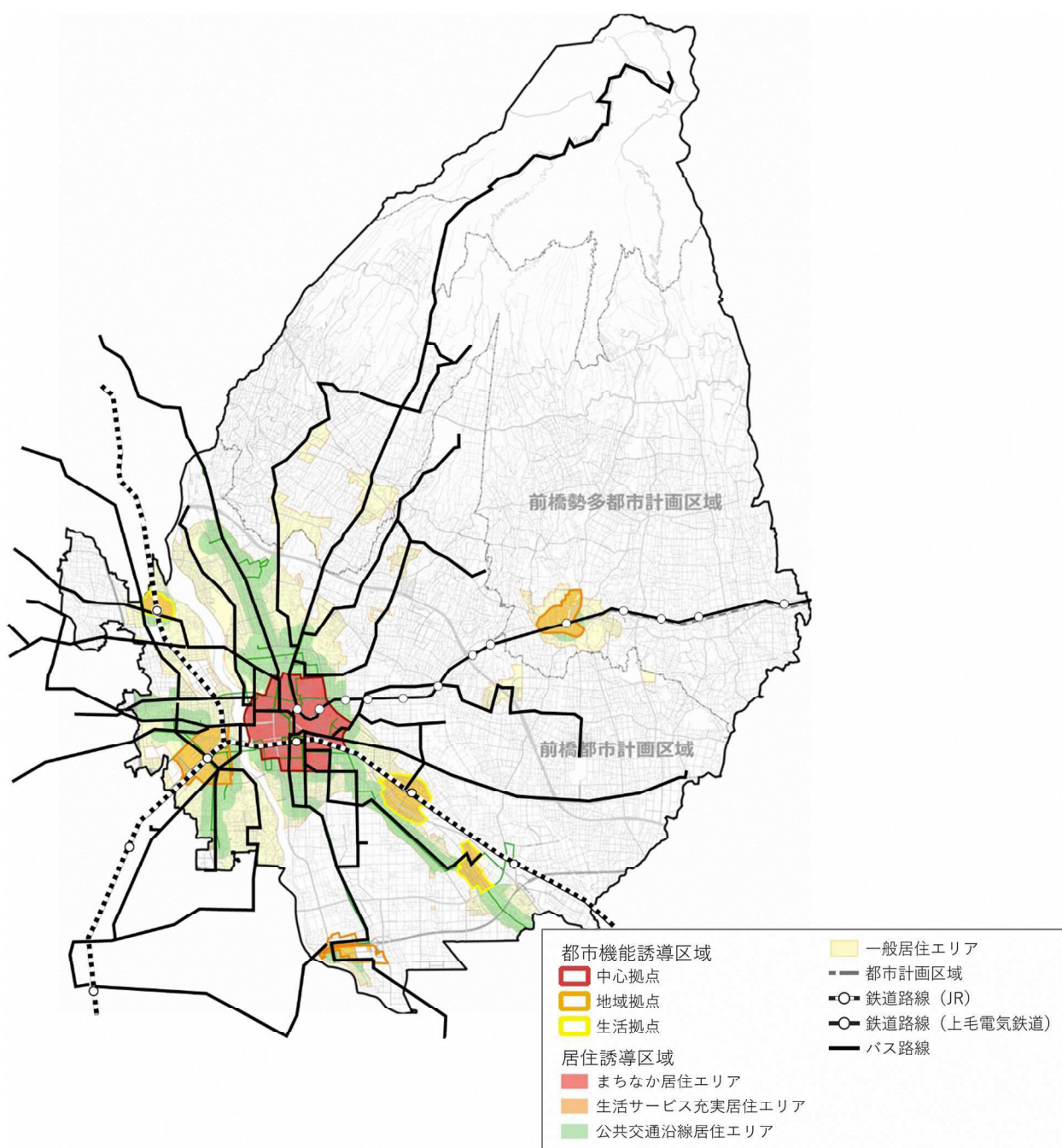
基本方針 1 に基づく目標 1、2 についてネットワーク図として以下に示し、各交通モードの役割を整理します。

(1) 目指すネットワークイメージ図



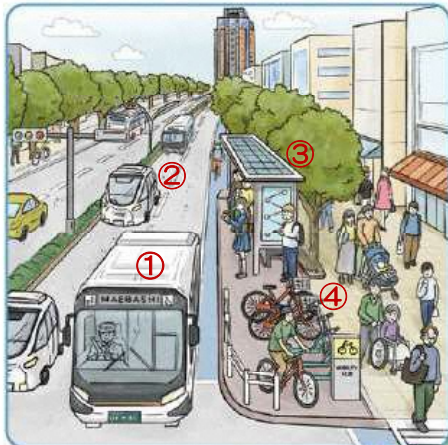
(2) 都市計画と連携した区域別の方針

<p>まちなか・市街化区域</p>	<p>幹線（1時間に4本程度）と準幹線（1時間に2本程度）の運行やシェアサイクルの提供により、利便性の高い公共交通サービスを提供する。</p>
<p>市街化調整区域</p>	<p>準幹線（1時間に2本程度）と支線（1時間～2時間に1本程度）の運行並びにマイタクにより、日常の移動に必要な公共交通サービスを提供する。</p>
<p>非線引き都市計画区域（一部市街化調整区域を含む）</p>	<p>マイタクでも自己負担が大きくなるため、デマンドバスの運行を継続して日常の移動に必要な公共交通サービスを提供する。</p>



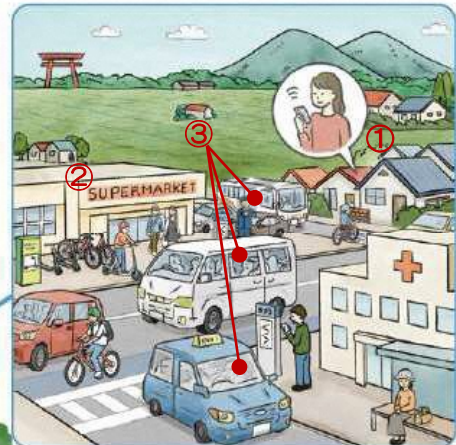
※参考：将来イメージのイラスト

まちなか



- ①利便性の高い定時定路線バス
- ②自動運転バスによる補完
- ③快適なバス待ち環境
- ④シェアサイクルとの連携

郊外



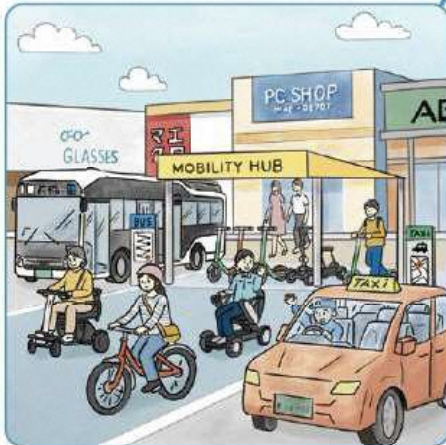
- ①MaaSによる公共交通予約
- ②商業施設駐車場等の活用
- ③定時定路線バス、デマンドバス、タクシーの組み合わせ



土地利用と連携したネットワーク



郊外におけるモビリティハブ



モビリティ・マネジメント

(3) 再編に向けた役割

広域的な移動を支える交通基盤及び日常的な移動を支える中核的な路線を「幹線交通」、それに準ずる路線を「準幹線交通」、中心部の回遊性向上に寄与する「中心部循環交通」、幹線交通等を補完し、周辺地域と幹線交通等をつなぐアクセス路線を「支線交通」として、公共交通の再編に向けた役割を以下のとおり整理し、持続可能な公共交通体系の構築を進めます。

類型	主な公共交通	公共交通の機能と方向性
幹線交通	鉄道（JR 各路線、上毛電鉄）	【機能】市内と市外を高サービス水準で結ぶ広域的なネットワーク。 【方向性】広域の移動を支える交通として今後も役割を果たしていく。更なる利便性向上に向けて運行事業者と協議を行う。
	路線バス（前橋渋川線）（前橋玉村線）（本町ライン）	【機能】市内を南北に運行し、前橋駅に接続する幹線軸であり、公共交通の骨格を担う主要ネットワーク。 【方向性】交通事業者と協議し、幹線軸として一定基準の運行を確保していく。一部 1 時間に 4 本程度の運行を目指す。
準幹線交通	路線バス（前橋榛東線）（川曲線）（イオンモール高崎前橋線）（赤城県道運行路線）（前橋高崎線の一部）	【機能】幹線交通に次ぐ幹線軸であり、主に「中心部・市街化区域」の利便性向上を目的として高頻度に運行する主要ネットワーク。 【方向性】交通事業者と協議し、幹線軸として一定基準の運行を確保していく。1 時間に 2 本程度の運行を目指す。
中心部循環交通	マイバス、新前橋駅西口線	【機能】「中心部・市街化区域」を運行し、幹線交通、準幹線交通との接続及び中心部の回遊性向上の促進を目的とするネットワーク。 【方向性】路線バスの再編に合わせて、交通事業者のリソース状況も踏まえて、サービス水準等を検討する。
支線交通	路線バス	【機能】幹線交通、準幹線交通にも該当しない路線で、本市の広域的な移動を支えるネットワーク。 【方向性】交通事業者と協議し、事業性、機能性、接続性などの観点から適したサービスの確保に向けて取り組む。
	タクシー（マイタク含む）	【機能】鉄道駅や施設などの拠点までの移動と地域内外のドアツードアの移動を担うネットワーク。 【方向性】マイタク制度について、交通事業者と協議し、今後のあり方を検討する。
	地域交通	デマンド交通 【機能】「非線引き区域（合併地域）」などの交通手段の確保や高齢者等の移動に配慮した交通手段。 【方向性】郊外の移動手段として維持確保を図りつつ、更なる利便性の向上を図る。

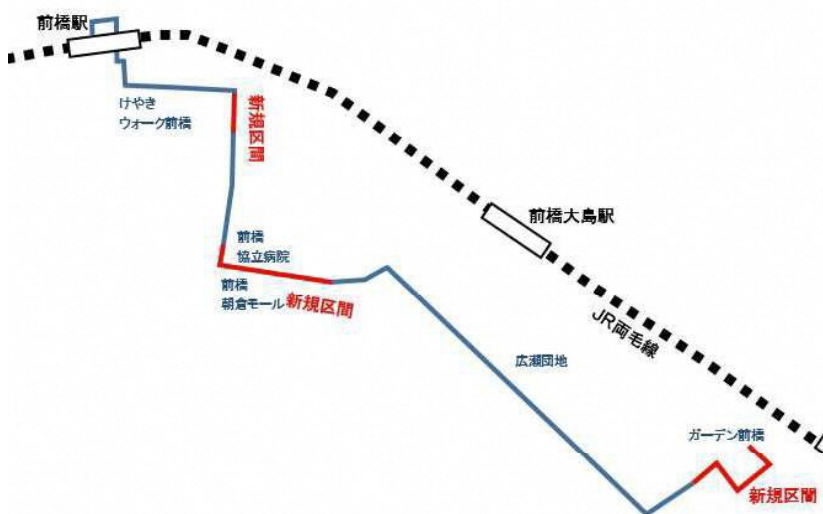
	新たな公共交通・末端交通	<p>【機能】「中心部・市街化区域」の短トリップや「市街化調整区域」「非線引き区域（合併地域）」において幹線交通や準幹線交通などに接続するラストワンマイルの交通手段。</p> <p>【方向性】シェアサイクル、他分野と連携したコミュニティ交通、地域住民の支え合いにより創出された移動手段、パーソナルモビリティの活用なども含め、地域特性を踏まえながら最適な手段を検討する。</p>
--	--------------	--

(4) 地域内フィーダー系統の維持・確保：地域公共交通確保維持改善事業の必要性

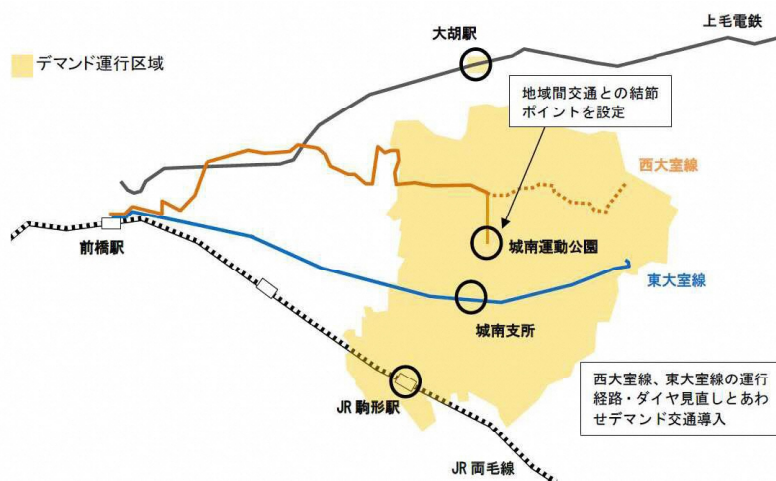
路線バス等について、国の補助制度を活用し、地域間幹線系統や地域内フィーダー系統の運行を維持していきます。

地域公共交通の再編により、路線バス、デマンド交通等の再編、新たな公共交通サービスの導入などを想定しており、これらの再編事業にも地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用していくことを予定しています。本計画の策定時点において、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助対象であるものは以下のとおりとします。

路線名	位置づけ・役割・必要性	事業概要	補助
広瀬線	<ul style="list-style-type: none"> 前橋公園～前橋駅～けやきウォーク前橋北～広瀬小学校前～ガーデン前橋を運行し、市内での生活（通学、買物、通院への移動）の際の交通手段になっています。特に令和6年3月末で2路線が休廃止したこともあり多くの住民が居住する永明・上川淵・下川淵地区での重要度が増しています。 バス事業者の内部補助により当該路線の運行を維持してきましたが、引き続き安定的に地域の移動手段として確保・維持するためには、利用促進策や運行内容の変更などの再編検討を行いつつ、地域公共交通確保維持改善事業により、運行を維持・確保していくことが必要です。 	<p>○運行方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線定期運行 <p>○実施主体の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：日本中央バス株式会社 ・運送予定者：日本中央バス株式会社 	※ 1



- 東大室線をはじめとする路線定期運行の乗合バスが運行されているものの30 km²と広大な面積の城南地区をカバーできないこと、地区内にタクシー事業者が存在せずマイタクの利用実績が少ないことなどから城南地区地域内交通運営委員会が令和2年10月から定時定路線を補完するものとして区域運行を実施しています。
- 城南地区では、城南あおぞら号運行を地域で支えるため、運営委員会が事務費相当額を負担していますが、安定的に地域の移動手段として確保・維持するためには、地域公共交通確保維持事業により、運行を維持・確保していくことが必要です。



- 運行方式
 - 区域運行（デマンド運行）
- 実施主体
 - 実施主体：城南地区地域内交通運営委員会
 - 運送予定者：有限会社赤城タクシー

※
1

※1 国の地域公共交通確保維持改善事業における「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用

6 目標の評価指標と計画の進行管理

6-1 目標に対する評価指標

目標の達成状況を明確化するため、評価指標の目標値を次のとおり設定します。

■目標の評価指標一覧

目標	評価指標	現状値	目標値
計画目標1： まちなか・市 街地を中心と した基幹的交 通軸の構築	1：幹線交通・準幹線交通 の運行回数 (アウトプット指標)	鉄道：253回 バス：410回 (R7)	鉄道：253回 バス：496回 (R12)
	2：幹線交通・準幹線交通 の利用者数 (アウトカム指標)	鉄道：8,651,610人 バス：1,730,174人 (R6)	鉄道：9,251,000人 バス：2,000,000人 (R12)
	3：幹線交通・準幹線交通 の駅・バス停圏人口の 状況 (アウトカム指標)	257,264人 (R2)	257,264人 (R12)
計画目標2： 郊外部におけ る生活支援交 通の構築	4：パーク&ライド拠点数 (アウトプット指標)	0箇所 (R7)	5箇所 (R12)
	5：マイタクの利用回数及び デマンドバスの利用者数 (アウトカム指標)	マイタク：202,955回 デマンド：49,482人 (R6)	マイタク：246,000回 デマンド：52,000人 (R12)
	6：郊外におけるマイタク 利用率 (アウトカム指標)	10.2% (R6)	12.9% (R12)
計画目標3： 利用促進と担 い手確保	7：公共交通の収支率 (アウトプット指標)	50.3% (R6)	54.0% (R12)
	8：公共交通の利用者総数 (アウトカム指標)	11,057,420人 (R6)	12,023,000人 (R12)
	9：事業者説明会における 運転者の採用人数 (アウトプット指標)	20人 (R7)	60人 (R12)
	10：公共交通分担率 (アウトカム指標)	8.31% (R2)	8.81% (R12)
計画目標4： 公共交通への 新たな価値の 付加	11：GunMaaS会員登録 者数 (アウトカム指標)	27,240人 (R6)	115,000人 (R12)
	8：公共交通の利用者総数 (アウトカム指標)	11,057,420人 (R6)	12,023,000人 (R12)

■目標値設定の考え方

評価指標	目標値設定の考え方
評価指標1 幹線交通・準幹線交通 の運行回数 （アウトプット指標）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市交通のサービス水準の引上げ度合いをチェックするもの ・鉄道：鉄道の利点でもある他地域への広域移動の優位性を確保することを鑑みて、各駅の発着回数を現状と同水準以上確保することを目指します。（JR 両毛線、上越線、吾妻線、上毛電鉄上毛線） ・バス <ul style="list-style-type: none"> ①前橋渋川線（前橋駅-前橋自動車教習所前（群馬大学））の運行回数は幹線としてのサービス水準にあることから現状維持とします。 ②前橋玉村線（前橋駅-下川団地）の運行回数は需要とドライバー確保に留意しつつ、幹線としてのサービス水準に引上げます。 ③前橋榛東線（前橋駅-群馬総社駅）、川曲線（新前橋駅-群馬医療福祉大学前）、イオンモール高崎前橋線（前橋駅-イオンモール高崎）、赤城県道運行路線（前橋駅-県合同庁舎周辺）、前橋高崎線（前橋駅-新前橋駅）の準幹線5路線の運行回数※も同様に、平日を以下の水準で引き上げます。なお、土日祝日についても路線の特徴、ドライバーの確保に留意しつつ引上げを検討します。 <p style="margin-left: 40px;">7時～19時台：（幹線）上り下りともに1時間に4本 （準幹線）上り下りともに1時間に2本</p> <p style="margin-left: 40px;">20時～21時台：（幹線）上り下りともに1時間に1本 （準幹線）上り下りともに1時間に1本</p> <p style="margin-left: 40px;">平日：410回→496回（+86回）</p> <p>※1往復を2回としてカウント</p>
評価指標2 幹線交通・準幹線交通 の利用者数 （アウトカム指標）	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道は、現行の運行回数を維持して、増加傾向が続く利用者数をコロナ前の水準に戻すことを目指します。 ・バスは、令和6年度実績から毎年度3%程度増加させ、幹線交通・準幹線交通の路線バス利用者数を2,000,000人まで増やすことを目標とします。
評価指標3 幹線交通・準幹線交通 のバス停圏人口の状況 （アウトカム指標）	<ul style="list-style-type: none"> ・施策1と連動して、既存のバス運行エリアの利便性の向上や再編による人口密度が高いエリアにおける高サービス運行により、全市的に人口が減っていく中でもバス停圏域人口を維持し、利用者数の増加につなげていきます。 ・ルート沿線500m圏域（前橋市内）で算出しています。
評価指標4 パーク&ライド拠点数 （アウトプット指標）	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設・公共施設などと連携したパーク&ライドの拠点を毎年1箇所増やすことで郊外におけるバス停圏域を広げます。
評価指標5 マイタクの利用回数及び デマンドバスの利用者数 （アウトカム指標）	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンドバスについては令和6年度実績から毎年度1%の増加、マイタクについては、郊外における利用しやすさの向上を図り、評価指標6の目標を基に、約246,000人まで増加することを目指します。 <p style="margin-left: 40px;">デマンドバス：49,482人（R6）⇒52,000人（R12）</p> <p style="margin-left: 40px;">マイタク：202,955人（R6）⇒246,000人（R12）</p>

6-2 推進体制

前橋市地域公共交通活性化協議会において、毎年度、取組の実施状況の確認、効果検証や取組の改善案等について協議を行います。また、計画期間における社会情勢の変化を踏まえ、見直しが必要な場合は、上位・関連計画との整合を図りつつ、計画の改訂を行っていきます。

現在、前橋市と交通事業者が随時で実施している個別の打ち合わせの場をマネジメント・モニタリングチームと位置づけ、特定の課題についてモビリティデータを活用しながら専門的かつ効率的に議論し、課題の共有、取組の進捗、解決策のアイデア出しなどを行い、前橋市地域公共交通活性化協議会の運営に資することとします。

推進・管理体制	構成員	役割
前橋市地域公共交通活性化協議会	前橋市、群馬県、運輸局、交通事業者、道路管理者、交通管理者、市民、交通事業者の運転者組織、学識者、その他運営上必要と認められる者等	取組の実施状況の確認、効果検証や取組の改善案等について協議し、計画の進行管理を行う。また、必要に応じて、計画の改定に係る協議を行う。
マネジメント・モニタリングチーム	前橋市、交通事業者	特定の課題についてモビリティデータを活用しながら専門的かつ効率的に議論し、課題の共有、取組の進捗、解決策のアイデア出しなどを行い、その内容について前橋市地域公共交通活性化協議会に活用する。

6-3進捗管理

目標に応じた評価指標の達成状況や取組の進捗状況を確認し、PDCAサイクル【計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→見直し（Act）】による計画の進行管理を行います。

	令和 8 年度				令和 9 年度～令和 10 年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1
P 計画の検討	→ 次年度事業検討				→ 次年度事業検討			
D 事業の実施	→ 事業実施							
C 事業の評価	→ 今年度評価				→ 前年度最終評価	→ 今年度評価		
A 改善策の検討	→ 改善策検討				→ 改善策検討			

	令和 11 年度				令和 12 年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1
P 計画の検討	→ 次年度事業検討				→ 次年度事業検討			
	→ 次期計画策定				→ 次期計画策定			
D 事業の実施	→ 事業実施							
C 事業の評価	→ 前年度最終評価		→ 今年度評価		→ 前年度最終評価		→ 今年度評価	
A 改善策の検討	→ 改善策検討				→ 改善策検討			